

平成27年8月31日
(平成27年12月28日一部修正)
厚生労働省
情報政策担当参事官室

社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援 Q&A (平成27年8月31日版)

※システム改修支援に関する主な問合せについて、現時点の考え方を整理したものである。
今後、変更があり得る。

なお、本Q&Aは第3版(平成26年3月19日付)の時点更新(一部削除、追加あり)となっているため、本Q&A送付に伴い第3版は廃止します。

問1 番号制度に対応するため、システムの新規開発や再構築は補助対象となるのか。

(答)

システムの新規開発や刷新(再構築等)にあわせて番号対応を行う場合は、基幹部分と番号対応部分を分けて積算していただければ、番号対応部分のみ補助対象となります。

なお、未電算の制度については、総務省が開発する自治体中間サーバーの機能の中に、情報照会内容、情報提供内容を直接画面から入力する機能が整備(中間サーバー接続端末)されていることから、番号制度対応のために新たにシステム化を行わなければならないということではありません。

問2 国民健康保険の給付事務等、外部機関に事務を委託しており、情報提供を行うデータを保有していない場合、データ標準レイアウトに示された項目は空白(省略)でよいか。

(答)

データ標準レイアウトに規定されるデータ項目については、事務を外部機関に委託している場合であっても、当該外部機関が番号法第19条第7号の規定による情報提供者とならない場合は、当該地方公共団体に特定個人情報の提供義務が生じます。

そのため、この場合には、当該地方公共団体において、情報提供に必要なデータを委託先から入手し、中間サーバーに登録した上で情報提供を行うこととなります。

なお、データ項目に該当する実績データが無い場合の副本登録等の取り扱いについては、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取り扱いに係る共通指針第04.00版」(内閣官房社会保障改革担当室)を参照ください。

問3 影響調査、データクレンジング等も補助対象となるのか。

(答)

補助対象は、システム改修（設計、開発、テスト）に直接必要な経費であり、以下のような経費は補助対象外となります。

- ・システム影響度調査、データクレンジング
- ・特定個人情報保護評価（PIA）実施にかかる経費
- ・条例による個人番号の独自利用にかかる経費

問4 児童手当に関し、自治体職員分を処理するためのシステムは補助対象となるのか。

(答)

補助対象外となります。

問5 番号制度において、地方公共団体が条例で規定した場合には、個人番号を独自に利用できることとなっている。（番号法第9条第2項）

地方公共団場で、「社会保障」分野の独自利用をするため、既存システムの改修をした場合、国庫補助金の対象となるのか。

(答)

国で予算案に計上したのは、全国一律で行う番号法別表の事務※に係る改修のみであり、各自治体の独自利用分までは計上できていません。

補助額の全体枠があるため、独自利用分については、国庫補助対象外となります。

※詳細は社会保障・税番号制度（社会保障分）地方公共団体向け補助対象システム一覧（平成26年7月10日情報政策担当参事官室）を参照のこと。

問6 公的年金からの特別徴収（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）においても、情報提供ネットワークシステムを利用した方式に改修する必要があるのか。

(答)

現在、特別徴収で行われている、市町村と年金機構の間の通知の仕組みは、今後も維持されるものであり、当面は、情報提供ネットワークシステムで照会する方式とする予定はありません。

（特別徴収事務においては、当面、個人番号を利用しません。）

問7 番号制度導入に伴い、市町村と国民健康保険団体連合会（国保連）との間の情報の受け渡しはどのように変更されるのか。

(答)

国保連・市町村間の連携は、既存のネットワークを利用して行うこととなりますが、

番号制度の導入に伴い、新たに個人番号を付して、国保・介護の被保険者情報や障害福祉サービス費の受給者情報等の受け渡しを行うこととなるため、その受け渡しを行うためのシステム改修や環境整備(台帳への個人番号付与・条例整備等)が自治体側で必要になります。

具体的には、市町村から国保連へ提供される被保険者情報、受給者台帳異動連絡票／訂正連絡票等のインタフェースに個人番号の情報が追加されます。

表 市町村・国保連間インタフェースの変更時期等

分野	インタフェース 提示時期	国保連システムとの テスト開始時期	個人番号を付与した 情報受け渡し開始時期
国民健康保険	平成 28 年春頃	平成 29 年 4～9 月頃	平成 30 年 4 月
介護保険	平成 27 年 12 月	平成 28 年 12 月頃	平成 29 年 7 月
障害福祉	平成 27 年 9 月	平成 28 年 12 月頃	平成 29 年 7 月

また、各自治体及び社会保障分野で、国保連への委託内容が異なるため、システムの改修内容が異なることに注意してください。

なお、国保連において利用している国保総合システムが平成 30 年 4 月の更改を予定しているため、国民健康保険の被保険者情報を国保連に受け渡しいただく時期も平成 30 年 4 月としています。

また、国保連への個人番号を付した被保険者情報、受給者異動連絡票情報／訂正連絡票情報等の提供に伴い、市町村で実施する特定個人情報保護評価において、しきい値判断を行う際の特定個人情報ファイルの取扱者数に、委託先である国保連の担当者数を加える必要がありますので、併せて注意してください。(「特定個人情報保護評価指針の解説」(特定個人情報保護委員会) Q第5の2-2. -1 及びQ第5の2-2. -4 参照)

問8 市町村において、標準的なシステムとして導入されている以下のシステム等について、番号制度に対応するための改修等は予定されているか。

- 国保総合システム
- 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
- 障害者自立支援判定ソフト(障害支援区分判定ソフト)
- 介護保険認定ソフト

(答)

国保連では、番号制度に対応するため「国保総合システム」及び「介護保険審査等支払システム」、「障害者総合支援給付支払等システム」の改修を予定しています。

具体的には、保険者から提供される被保険者マスタ(国保)、受給者台帳(介護)等に個人番号を取り込むための改修、高額介護合算療養費や高額障害福祉サービス等給付費等の業務に個人番号の利用を可能とするための改修を行う予定です。

そのため、自治体からは、個人番号を付した情報の受け渡しを可能とするための環

境整備（台帳への個人番号付与等）、自治体一国保連間のファイルインタフェースに個人番号の追加が必要になります（問7参照）。

なお、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」については、国民健康保険中央会にて一括して改修を行うこととしています。

また、障害者自立支援判定ソフト（障害支援区分判定ソフト）、介護保険認定ソフトについては、番号制度導入のためのシステム改修の予定はありません。

問9 年金生活者支援給付金の支給（H29.4施行）については、年金保険者と市町村の連携システムが整備される予定だが、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供に切り換わるのか。

（答）

現在、整備を進めている年金保険者との連携システムは、番号制度導入後も維持されるものであり、当面番号制度導入によって情報提供ネットワークシステムで市町村に照会する方式は採らないこととしています。なお、将来的な個人番号の利用については現在検討中です。

問10 当市では近隣市町村と共同で広域連合を設立し介護保険の事務を行っている。番号制度の導入に向け、一部事務組合が情報連携する場合における中間サーバー等への接続方法について教えて欲しい。

（答）

広域連合及び一部事務組合が情報連携する場合^{※1}、大きく以下の3点が必要となります。

①LGWAN との接続

②住基ネット統合端末の設置

③団体内統合宛名システム^{※2} 及び中間サーバー接続端末の設置

システム構成は各団体の状況により異なると考えますが、標準的なシステム構成例を示しますので、これを参考に各団体で決定してください。

※1 情報照会・情報提供に関する事務の全てを構成市町村において実施している広域連合・一部事務組合は除きます。この場合、構成市町村が情報連携するためのシステム整備が必要になります。

ただし、情報照会・情報提供に関する事務の全てを構成市町村において実施する広域連合及び一部事務組合であっても、当該広域連合・一部事務組合が住基ネットを用いた本人確認を行う場合には、情報照会・情報提供を行わないとしても当該広域連合・一部事務組合が住基ネット統合端末を設置する必要があります。

※2 提供ベンダによっては介護保険システムに包含される場合もある。